

社会保険の扶養に入りたいご家族の収入等について、必ずご確認ください

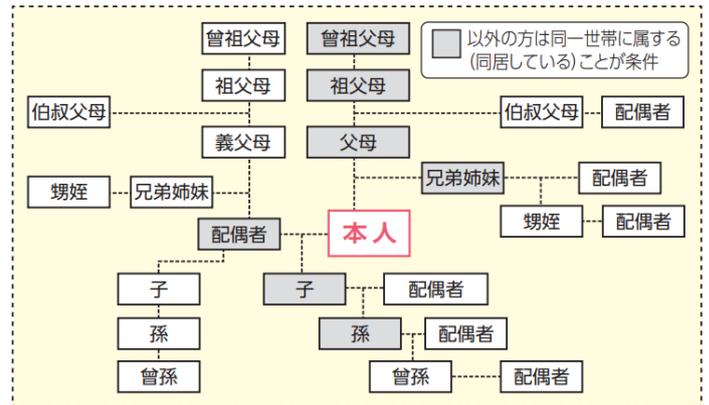
【続柄と同居の確認】

- 右図の範囲に入っていますか？
- 白塗りの続柄**の方の場合、**同居**していますか？
(別居の場合は扶養に入れられません)

【収入の確認】

- お子様を扶養に入れる場合、
ご夫婦のうち、あなたの年収の方が高いですか？
(※原則として収入が多いほうの扶養になります)
- 対象家族はあなたの税扶養になっていますか？
(※給与収入 103 万以下ですか)

(被扶養者となる続柄)



税扶養ではない場合、以下の全てについて確認してください

- 対象家族の**年収見込み額**を確認してください
★原則は<直近の月収×12か月分>です
(1月～12月までの累計額ではありません)
★各種年金、雇用保険の失業給付、傷病手当金、出産手当金等は年収に含みます
- 対象家族の年収見込みは次の水準ですか？
 - 【原則】年収 **130 万円未満**
 - 【**60 歳**以上または**障害者**の場合】年収 180 万円未満
- 同居家族**ですか？
 - 対象家族の年収見込みは、**あなたの年収見込みの半分より少ない**ですか？
★あなたの年収見込み（現勤務先の年収の他、副収入や年金等すべての合計）と、対象家族の年収見込み（同上）を比較してください
- 別居家族**ですか？
 - 対象家族への**仕送り額がわかる資料**がありますか？（一人暮らし学生への仕送りの場合は除く）
 - できるだけ銀行振込で仕送りしてください。**通帳写しや振込の控え**をご提供ください
 - 現金書留、その他証拠の残る方法であれば、その確認資料をご提供ください
(※現金手渡しは証明ができないため、原則不可です)
 - 対象家族の年収見込みと同額を超える額**を仕送りしていますか？（一人暮らし学生への仕送りの場合は除く）
★例：年収見込み額が 120 万円なら、毎月 10 万円**超**を仕送りしている証拠が必要です

【対象家族が海外に住んでいて、日本に住民票がない場合】

- 原則として社保の扶養にはできません
- (例外) 次のいずれかに該当する場合は () 内の確認資料等が必要です
 - 海外留学中ですか？(ビザ、学生証など)
 - あなたの海外赴任に帯同して出国しますか？(ビザ、海外赴任辞令など)
 - 観光やボランティアなどのための滞在ですか？(ビザ、活動内容を証する書類など)
 - あなたの海外赴任中に、海外で婚姻・出生により家族になった方ですか？(婚姻・出生を証する書類など)

本書に記載の各要件は、「協会けんぽ」の場合です。

健康保険組合の場合は、この他にも確認事項があり、追加の提出書類が必要な場合があります。